

## 平成31年度経営事項審査の日程等について

経営事項審査の申請をしようとする者は、申請者の本店の所在地を所管する土木事務所に申請の予約を行うこととなっていますが、この度直前決算期ごとに審査申請予約申込の日程を定めましたのでお知らせします。

これはあくまで申請時期の目安ということで、この期間以外の受付を拒否するものではありません。その場合、所管の土木事務所に事前に電話連絡してください。

なお、調査当日に書類の不備、持参書類の不足や不備により実態調査が終了しない場合、再審査を行います。その場合、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の発行が遅れ、経営事項審査結果の有効期間(決算期から1年7月)内に次の審査結果通知を受けることができず、公共工事を受注することができなくなるおそれがあります。したがって、早めの申請を心がけてください。

### 1 審査申請予約申込期間

審査基準日	申請予約期限	申請受付期間	実態調査実施期間
平成30年10月末	平成31年 2月28日まで	平成31年3月上旬～中旬	平成31年3月中旬～下旬
平成30年11月末	平成31年 4月27日まで	平成31年5月上旬～中旬	平成31年5月中旬～下旬
平成30年12月末	平成31年 4月27日まで	平成31年5月上旬～中旬	平成31年5月中旬～下旬
平成31年 1月末	平成31年 5月31日まで	平成31年6月上旬～中旬	平成31年6月中旬～下旬
平成31年 2月末	平成31年 5月31日まで	平成31年6月上旬～中旬	平成31年6月中旬～下旬
平成31年 3月末	平成31年 7月31日まで	平成31年8月上旬～中旬	平成31年8月中旬～下旬
平成31年 4月末	平成31年 8月31日まで	平成31年9月上旬～中旬	平成31年9月中旬～下旬
平成31年 5月末	平成31年 9月28日まで	平成31年10月上旬～中旬	平成31年10月中旬～下旬
平成31年 6月末	平成31年10月31日まで	平成31年11月上旬～中旬	平成31年11月中旬～下旬
平成31年 7月末	平成31年11月30日まで	平成31年12月上旬～中旬	平成31年12月中旬～下旬
平成31年 8月末	平成31年11月30日まで	平成31年12月上旬～中旬	平成31年12月中旬～下旬
平成31年 9月末	平成31年12月26日まで	平成32年1月上旬～中旬	平成32年1月中旬～下旬

※平成31年4月、7月、平成32年2月は実態調査を実施しないので注意すること。

※自者の決算月を対象とした実態調査よりも前に実態調査を希望する場合の早期の申請を妨げるものではない。

### 2 申請方法

- ①次の事項を明記した往復はがきを申請者の本店の所在地を所管する土木事務所に送付する。  
経営事項審査を申請する旨、申請者の許可番号、住所及び電話番号(往信の裏面)  
申請者の郵便番号、住所及び申請者名(返信の表面)
- ②審査申請予約申込をした者に対して申請受付日、申請受付場所を明記した指定票を送付する。
- ③通知された受付日、場所で経営事項審査申請書及び添付書類を提出し、申請(受付)を行う。
- ④申請(受付)後、後日指定する日時に実態調査(審査)を受ける。